

## 一般社団法人日本老年歯科医学会 認定医制度規則施行細則

(平成28年6月17日改正)

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

(認定医申請 認定研修)

第2条 規則第6条第1項2)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

1) 学術大会への出席

本会学術大会に1回以上出席しなければならない。

2) 研修会への出席

本会学術大会時指定研修を3回以上受講しなければならない。

第3条 規則第6条第1項3)の細目は、次に定める各号を満たすものとする。

1) 本会学術大会において認定医審査ポスタープレゼンテーションを行うこと

2) 細則第4条第1項1)～5)の何れかに係わる臨床経験等であること

第4条 規則第6条第1項4)の細目は、次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例、調査)3例以上、報告する。なお、認定医認定申請時の認定医審査ポスタープレゼンテーションに係る報告を必ず含むものとする。

(1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験

(2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション

(3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)

(4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)

(5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

2) 前項第4号に規定する臨床経験等の報告書については指導医の証明を必要とする。なお、研修機関に所属しない者は、認定医の認定申請3ヶ月前までに認定制度委員会が指定する指導医の証明を必要とする。

第5条 規則第10条に基づく試験は、認定医審査ポスタープレゼンテーションについて口頭試問及び記述試験を実施する。

1) 認定医審査ポスタープレゼンテーションは、原則、学術大会時に実施する。

2) 試験の審査を担当する審査委員を若干名置くことができる。

3) 審査委員は、指導医の中から認定試験実施委員会委員長が指名する。

(認定医申請書類)

第6条 規則第4条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない

1) 認定医申請書(様式1)

2) 履歴書(様式2)

3) 日本国歯科医師免許証(写)

4) 会員歴証明書(様式3)

5) 研修証明書(様式4)

6) 学術大会、研修会等出席記録(様式5-1、5-2)

7) 出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと

8) 認定医試験申請書(様式6)

9) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等(症例及び事例、調査)の報告書(様式7-1、7-2)

(指導医申請 認定研修)

第7条 規則第7条第1項3)の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

2 次に定める各号を満たさなければならない。

- 1) 本会学術大会への2回以上の参加
- 2) 本会主催・共催 研修(別表1・1・2)への6回以上の参加
- 3) 日本老年歯科医学会における業績

「老年歯科医学」掲載論文を含む2編以上

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)は問わない。

第8条 規則第7条第1項4)に基づく高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等の実績は、次の項目のいずれか2つ以上に係る臨床経験等の担当例(症例及び事例、調査)3例以上を報告する。

- 1) 高齢者の自立支援に繋がる歯科治療経験
- 2) 摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
- 3) 歯科保健指導及び予防処置(高齢者施設等で行った指導を含む)
- 4) 全身管理経験(全身疾患に対する把握と対応)
- 5) 通院困難者への歯科的対応(訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など)

(指導医申請書類)

第9条 規則第7条を満たし指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医申請書(様式8)
- 2) 履歴書(様式9)
- 3) 会員歴証明書(様式10)
- 4) 学術大会、研修会等出席記録(様式11-1、11-2)
- 5) 業績目録(様式11-3)
- 6) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等(症例及び事例、調査)の報告書(様式12-1、12-2)
- 7) 認定医認定証(写)

(認定医研修機関)

第10条 規則第8条第1項2)に基づく認定医研修機関の具備すべき条件は、次の各号の通りとする。

- 1) 原則として指導医が常勤していること
- 2) 高齢者に必要とされる歯科医療が継続的に行われ、1週間に診療する症例数が概ね50症例以上であること
- 3) 本会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
- 4) 歯科診療設備が充実し、治療椅子が原則として2台以上であること
- 5) 定期的に高齢者歯科に関する研修や教育が行われていること
- 6) 原則として、歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
- 7) 高齢者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- 8) 高齢者の歯科診療に適した環境であること

(認定医研修機関 申請書類)

第11条 規則第8条を満たし認定医研修機関の認定を申請するに当たっては、規則第8条第1項1)に該当する認定医研修機関の代表者は、次の1)及び2)に定める申請書類を、また、規則第8条第1項2)に該当し、細則第5条を満たす認定医研修機関の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、申請審査料を添えて、認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医研修機関認定申請書(様式13)
- 2) 指導医在籍証明書(様式14)
- 3) 症例一覧報告書(様式15)
- 4) 学会活動報告書(様式16)

- 5) 認定医研修機関に関する報告書(様式 17)
- 6) 研修実績報告書(様式 18)

(認定 登録)

第 12 条 規則第 13 条による認定医及び指導医の登録申請は、登録料を添えて、次の 1)、2)に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。なお、認定医研修機関の登録申請は、次の 3)に定める申請書類を認定制度委員会に提出するものとし、登録料の納入は不要とする。

- 1) 認定医登録申請書(様式 19)
- 2) 指導医登録申請書(様式 20)
- 3) 認定医研修機関登録申請書(様式 21)

(認定医および指導医 更新 研修単位)

第 13 条 規則第 15 条に基づく認定医及び指導医の資格更新に必要な研修単位(別表 1)は 44 単位とする。

- 2 前項単位の必須要件として、本会主催および共催 研修に該当する研修を 30 単位以上とし、本会学術大会への参加を 1 回以上含むこと。
- 3 認定証交付日より更新申請時までの実績を算定するものとする。
- 4 認定医及び指導医であって資格更新時に満 60 歳を超えた者は、終身資格の申請(様式 29・30)をすることにより、その後の認定医及び指導医の資格更新を要しない。

(認定医および指導医 更新申請書類)

第 14 条 認定医及び指導医の資格を更新しようとする者は、資格更新審査料を添えて、次の各号に定める 該当する申請書類を提出しなければならない。なお、指導医の資格更新の申請は、認定医の資格更新申請と同時に申請するものとする。

- 1) 認定医更新申請書(様式 22)
- 2) 指導医更新申請書(様式 23)
- 3) 学術大会、研修会出席記録(様式 24-1、24-2)  
出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと
- 4) 業績目録(様式 25)
- 5) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

(認定医研修機関 更新申請書類)

第 15 条 認定医研修機関の更新に当たっては、規則第 8 条第 1 項 1)に該当する認定医研修機関の代表者は、次の 1)及び 2)に定める申請書類を、また、規則第 8 条第 1 項 2)に該当し細則第 5 条を満たす認定医研修機関の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、資格更新審査料を添えて認定制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定医研修機関更新申請書(様式 26)
- 2) 指導医在籍証明書(様式 27)
- 3) 指導実績報告書(様式 28)
- 4) 認定証(本書)(更新認定後、新たな認定証を発行します)

(申請料)

第 16 条 第 6 条から第 9 条までに定める審査料並びに登録料は次の通りとする。

- 1) 申請審査料 10,000 円
- 2) 登録料 30,000 円(認定医研修機関は登録料を要しない)
- 3) 資格更新審査料  
認定医 30,000 円(指導医の更新は審査料を要しない)  
認定医研修機関 10,000 円

(終身資格)

第 17 条 認定医及び指導医であって資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格を申請することができる。

- 2 終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
- 3 終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
- 4 終身資格者の認定情報は、公開しない。

第 18 条 この細則を改廃する場合は、認定制度委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 19 年 1 月 27 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 4 この規則は、平成 22 年 1 月 30 日から施行する。
- 5 この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。
- 6 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 7 この規則は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。
- 8 この規則は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。
- 9 この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。
- 10 この規則は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。
- 11 この規則は、平成 26 年 12 月 11 日から施行する。
- 12 この規則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。